

手コ労務管理事務所通信

利用者急増！ “退職代行”サービス

◆ “退職代行”とは

近年、退職代行サービスの利用者が増加しています。退職代行サービスとは、直接退職の意思を伝えることが難しい従業員に代わり、退職意思の伝達や、処理を行うものです。利用者は退職する企業と一切やり取りをすることなく、自分で辞めるよりもスムーズに退職できると謳う業者が多いのが特徴です。

一方、弁護士のいない代行会社も多く、その場合は利用者の意思・希望の伝達以上のことはできません。退職にまつわる交渉等をするには、企業は従業員本人と連絡をとらなければなりません。費用は3～5万円が多く、弁護士に依頼するよりも当初の費用は抑えられますが、代行する行為にも制限があるのが特徴です。

◆背景にある問題

利用者が増加する背景には、さまざまな問題があります。退職代行サービスを利用する理由として多いのは、次のようなものです。

- ① 退職の意思を伝えたが、人手不足や上司の多忙等を理由に受け入れてもらえない
- ② パワハラがあり、相手の態度・言動が怖くて退職を言い出せない
- ③ 執拗な引留め交渉に時間を取られたくない

従業員本人としては退職の意思が固まっているにもかかわらず、企業側がそれを受け入れないという状況が読み取れます。「自分の意思が尊重されないのでは」という思いが利用者側にあるようです。

◆企業の対応

従業員が退職代行サービスを利用すると、ある日突然、代行会社から企業に連絡がきます。書面や電話等により、「当該従業員は本日より出社できない、有給を消化したうえで退職したい、以降の連絡は退職代行会社へしてほしい」という旨を伝えられることが多いようです。突然出社しなくなるため、退職の理由を従



業員本人から聞く機会もなければ、業務の引継ぎも難しい場合がほとんどです。

原則として退職は自由です。それが従業員本人の意思であれば、企業は退職を受け入れ、必要な手続きを速やかに行うのが一般的です（交渉すべき事項がある場合は除く）。

問題がこじれるのを防ぐためにも、従業員が退職代行サービスを利用しなくてもよいと思える環境を企業が整備することが求められます。

「平成30年若年者雇用実態調査」に みる若者の転職意識

厚生労働省から「平成30年若年者雇用実態調査」が公表されました。5人以上の常用労働者を雇用する事業所約1万7,000カ所と、そこで働く若年労働者(15～34歳の労働者)約3万人を対象として平成30年10月1日現在の状況について調査を実施したものです(前回は平成25年)。

「定年前に転職したい」と考える正社員の割合は、前回の平成25年調査と比べて1.9ポイント増え、27.6%でした。賃金や労働時間などの待遇面でより良い条件を求め、転職を考える若者が増えたことが分かりました。詳しくは、以下のとおりです。

◆若年正社員の転職希望

若年正社員が現在の会社から定年前に「転職したいと思っている」割合は 27.6%、「転職したいと思っていない」割合は 33.2%となっています。

これを性別にみると、男性では定年前に「転職したいと思っている」が 24.7%、「転職したいと思っていない」が 35.1%、女性では定年前に「転職したいと思っている」が 31.3%、「転職したいと思っていない」が 30.6%となっています。

年齢階級別にみると、定年前に「転職したいと思っている」は「20～24 歳」層が 32.8%と他の年齢階級と比べて高くなっています。

◆希望する転職年齢

定年前に転職したいと思っている若年正社員のうち、希望する転職年齢階級をみると、男性では「30～39 歳」が 42.7%と最も高く、女性では「29 歳以下」が 44.0%と最も高くなっています。

◆若年正社員の転職希望理由

現在の会社から定年前に転職したいと思っている若年正社員について、転職しようと思う理由（複数回答）をみると、「賃金の条件がよい会社にかわりたい」が 56.4%、「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」が 46.1%と高くなっています。

◆正社員以外の在学していない若年労働者の今後の働き方の希望

正社員以外の在学していない若年労働者の今後の働き方の希望をみると、「正社員として働きたい」が 41.8%、「正社員以外の労働者として働きたい」が 30.9%、「独立して事業を始めたい」が 4.7%となっています。

性別でみると、男性では「正社員として働きたい」が 49.3%、「正社員以外の労働者として働きたい」が 14.9%、女性では「正社員として働きたい」が 38.2%、「正社員以外の労働者として働きたい」が 38.3%となっています。

ひとり親従業員に対する支援と助成金

母子世帯・父子世帯の世帯数は、平成 27 年の国勢調査によると、母子世帯で 754,724 世帯、父子世帯で 84,003 世帯でした（平成 27 年 10 月 1 日現在）。子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母、父子家庭の父の就業は困難なことも多いと思われます。社員には安心して長く働いてもらいたいと考える企業にとって、ひとり親従業員に対して何ができるでしょうか。

◆「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」受賞企業の取組策

厚生労働省では、ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を平成 18 年から行っています。平成 30 年度に受賞した企業の取組みを見てみましょう。

【株式会社ヨシケイ】（埼玉県／夕食材料等の配達事業）

- ・社員から「本音の困りごと」を聴き取り、常に職場環境の改善を重ねる

- ・子供を家で待たせないために定時退社の促進。家族での時間を確保するため、有給休暇の取得を促進

- ・完全週休 2 日制。ノー残業

- ・婦人科検診実施や人間ドックの補助

- ・子供が病気で休めるバックアップ体制

【株式会社羽島企画】（岐阜県／福祉・介護サービス事業等）

- ・定時退社、夜勤時間帯の就労免除

- ・0～2 歳児の保育料援助（提携保育園へ預ければ保育料無料）

- ・会社行事への子連れ参加 など

【有限会社ライフケア】（熊本県／福祉・介護サービス事業等）

- ・保育園で預かってもらえないときの子連れ出勤

- ・時間単位有給休暇取得制度 など

◆企業に対する厚生労働省の助成金

① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）……ハローワーク等の紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成。

② トライアル雇用助成金……ハローワーク等の紹介で、ひとり親を一定期間（原則 3 カ月）試用雇用する事業主に、助成金を支給。

③ キャリアアップ助成金の加算……キャリアアップ助成金正社員化コース（有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成）を実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…
チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185